

慣行の取扱い（案）について

このことについて、次のとおり提案する。

- 1．町章については、合併までに選定し、新町において定める。
- 2．憲章、町の花・木・鳥・歌については、新町において調整し定める。
- 3．表彰については、新町発足後、速やかに調整し制度化を図る。
- 4．宣言については、新町発足後、速やかに検討する。
- 5．姉妹都市については、原則として現行どおり新町に引き継ぐ。

三好西部合併協議会の協定項目 (案)

総務専門部会




総務分科会

協定項目	19 慣行の取扱い
協議会への提案内容	<ol style="list-style-type: none"> 1.町章については、合併までに選定し、新町において定める。 2.憲章、町の花・木・鳥・歌については、新町において調整し定める。 3.表彰については、新町発足後、速やかに調整し制度化を図る。 4.宣言については、新町発足後、速やかに検討する。 5.姉妹都市については、原則として現行どおり新町に引き継ぐ。
協定項目の説明	<ol style="list-style-type: none"> 1.町村章、町村の花・木・鳥・歌については、地域の自然、伝統文化と結びつきが強いものがあるため、各町村の特性や住民生活に十分配慮しながら、取扱いを協議する。 2.表彰については、既に各町村において受賞したものの待遇及び特典は新町に引き継ぐ。 3.名誉町民表彰については、既に称号を贈っていることから、待遇及び特典は新町に引き継ぐ。

事務事業の現況及び施策調整方針について

総務部会

総務分科会

協議項目		4 町 村 の 現 況			
池 田 町	山 城 町	東 祖 谷 山 村	西 祖 谷 山 村	課 題	調 整 方 針
<p>【町章】 (昭和36年11月制定) “池田”の町名の起こりと伝えられる古池の蓮の葉とさざ波をあしらって池の字をデフォルメし、本町の飛躍発展を印象づけてマーク化している。</p> <p>【町章デザイン】</p>  <p>【選考方法】 特になし</p>	<p>【町章】 (昭和41年10月1日制定) 山城町が公募し、応募作品多数の中から選定したもので山という字を図案化したものである。山城町が太陽に向かって発展飛躍することを象徴している。</p> <p>【町章デザイン】</p>  <p>【選考方法】 山城町合併10周年の記念事業として、町章を公募、応募数491点の中から、選考委員会(12名の委員)で選考し、昭和41年10月1日に町長が最終選定し制定した。</p>	<p>【村章】 (昭和47年11月2日制定) 「住民が協調し、一丸となり発展を目指す」という意味を込め、カタカナでヒガシヤの「ヒ」「イ」「ヤ」を組み合わせたデザインで村の無限の飛躍を表しています。</p> <p>【村章デザイン】</p>  <p>【選考方法】 特になし</p>	<p>【村章】 (昭和43年12月28日制定) 西の「に」と祖谷山の「い」を図案化し、山、溪谷を表現すると共に、円にて村民の融和団結を、翼形にて村勢の雄飛発展を象徴、輝く西祖谷山村の将来を簡明に力強く象徴している。</p> <p>【村章デザイン】</p>  <p>【選考方法】 明治100年を記念して西祖谷山村を象徴する村章を公募して定めた。</p>	<p>4町村すべてデザインが異なる。</p>	<p>合併までに選定し、新町において定める。</p>

事務事業の現況及び施策調整方針について

総務部会

総務分科会

協議項目		4 町 村 の 現 況			
池 田 町	山 城 町	東 祖 谷 山 村	西 祖 谷 山 村	課 題	調 整 方 針
<p>【町民憲章】 制定時期：昭和54年5月27日制定</p> <p>【趣旨】 わたくしたちの池田町は、四国の中央にあって、美しい山なみと清流吉野川に恵まれ、先人の残された薫り高い文化と輝かしい伝統を受け継いでいます。 わたくしたちは、この郷土に生きる喜びと誇りをもって、たくましい創造力を養い、活気あふれる町づくりに努めるために心のよりどころとして、この憲章を定めます。</p> <p>【憲章の内容】 1. あたたかい思いやりと感謝の心を育てよう。 1. 仕事に誇りを持ち明るい家庭を作ろう。 1. 伝統を重んじ水と緑の自然を守ろう。 1. 教養を高め文化の向上に努めよう。 1. 互いに手をとり合い豊かな未来を築こう。</p>	<p>【町民憲章】 規程なし</p>	<p>【村民憲章】 制定時期：平成7年12月27日制定 東祖谷山村「村中公園化憲章」条例</p> <p>【趣旨】 1. 平家伝承の里、我が東祖谷山村は山紫水明にして風光明媚な自然に恵まれていることを誇りにしているところである。ただ、人の住むところ、人の為す造景美観も加われど、反面、環境破壊・汚染汚濁も、これ又、多々として煩わしているところである。本村は、こうした環境破壊等を防ぎ、すべての人々が美しい環境の潤いで快適な暮らしを享受し、それらの子々孫々への伝承、更には、外より将来の観楽に供する景勝立村を目指し称して、この「村中公園化憲章」条例を制定する。 2. 景勝立村を目指す「村中公園化憲章」推進の基本的宣言条例であり、推進施策又は実施に必要なことについては、国・県等の法令及び村条例又は規則・要綱、その他組織を持って行うものとする。</p> <p>【憲章の内容】 この村に居住又は居留若しくは所在又は在留する個人及び法人若しくは団体等全ての者は、本条例の趣旨・目的を真に理解し、村意の統合を持って「村中公園化」を創造することとする。景観の維持・保全及び人為の景勝創造は、個々人々の住まい及び生活四囲及び広く地域環境における生活・生業活動あるいは営業・企業活動等全ての行為において、創意創作を凝らし、美しく良質な環境整備を進めるものとする。 村は、本条例の目的を円滑・効果的に実行を図るための、啓発・啓蒙はもとより各種施策を企画するとともに、許す限りの財源確保を図るなど目的達成に努力するものとする。</p>	<p>【村民憲章】 規程なし</p>	<p>2 町村において制定されている。内容には差異がある。</p>	<p>新町において調整し定める。</p>

事務事業の現況及び施策調整方針について

総務部会

総務分科会

協議項目		4 町 村 の 現 況				
池 田 町	山 城 町	東 祖 谷 山 村	西 祖 谷 山 村	課 題	調 整 方 針	
<p>【町花】 「サギソウ」 昭和62年12月1日制定</p> <p>【町木】 「サクラ」 昭和62年12月1日制定</p> <p>【町鳥】 「ウグイス」 昭和62年12月1日制定</p> <p>【町歌】 「わが町に光あれ」 昭和55年 3月制定</p>	<p>【町花】 「アズノ花」 昭和61年9月30 日制定</p> <p>【町木】 「杉」 昭和61 年9 月30 日制定</p> <p>【町鳥】 「メジロ」 昭和61年9月30日制定</p> <p>【町歌】 「町民歌」 昭和41年10月 1 日制定</p>	<p>【村花】 「そばの花」 昭和60年9月3日制定</p> <p>【村木】 「もみじ」 昭和60 年9 月3 日制定</p> <p>【村鳥】 「キジ」 昭和60年9月3日制定</p> <p>【村歌】 なし</p>	<p>【村花】 「やまぶき」 昭和61 年8 月制定</p> <p>【村木】 「もみじ」 昭和61 年8 月制定</p> <p>【村鳥】 なし</p> <p>【村歌】 なし</p>	<p>町村の木に共通なものを選定している町村はあるが、その他、花、鳥に共通なものを選定している町村はない。町歌は制定していない町村がある。</p>	<p>新町において調整し、新たに定める。</p>	

事務事業の現況及び施策調整方針について

総務部会

総務分科会

協議項目		表彰、宣言			
4 町 村 の 現 況					
池 田 町	山 城 町	東 祖 谷 山 村	西 祖 谷 山 村	課 題	調 整 方 針
<p>[表 彰]</p> <ul style="list-style-type: none"> 池田町表彰条例 昭和41年10月13日 池田町名誉町民条例 平成 4年 3月27日 <p>名誉町民 2名 (現存者 1名)</p>	<p>[表 彰]</p> <ul style="list-style-type: none"> 山城町表彰条例 昭和60年 3月13日 山城町名誉町民条例 平成 4年 6月29日 <p>名誉町民 1名 (現存者 0名)</p>	<p>[表 彰]</p> <ul style="list-style-type: none"> 東祖谷山村表彰条例 昭和41年12月26日 	<p>[表 彰]</p> <p>規程なし</p>	<p>4 町村においてそれぞれ内容に差異がある。</p>	<p>新町発足後、速やかに調整し制度化を図る。</p>
<p>[宣 言]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「青少年健全育成の町」宣言 昭和 4 8年 1 2月 2 0日 「非核平和の町」宣言 昭和 5 9年 6 月 2 8日 「人権尊重の町」宣言 平成 6 年 1 2月 4 日 	<p>[宣 言]</p> <p>なし</p>	<p>[宣 言]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「人権尊重の村」宣言 平成 8 年 9月 3 0日 	<p>[宣 言]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「非核平和の村」宣言 「敬老自治体」宣言 	<p>4 町村ともに差異がある。</p>	<p>新町発足後、速やかに検討する。</p>

事務事業の現況及び施策調整方針について

総務部会

総務分科会

協議項目		4 町 村 の 現 況			
池 田 町	山 城 町	東 祖 谷 山 村	西 祖 谷 山 村	課 題	調 整 方 針
<p>[姉妹都市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国池田サミット 北海道池田町 長野県池田町 岐阜県池田町 福井県池田町 香川県池田町 大阪府池田市 昭和61年4月15日姉妹都市協 定調印 ・アメリカ合衆国オレゴン州ザ・ダ ルズ市 平成15年1月18日姉妹都市協 定調印 	<p>[姉妹都市]</p> <p>該当なし</p>	<p>[姉妹都市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本ふるさとネットワーク会議 宮崎県椎葉村 熊本県泉村 奈良県十津川村 <p>昭和63年10月27日提携</p>	<p>[姉妹都市]</p> <p>該当なし</p>	<p>2町村のみ他市町村と姉妹都 市協定の調印をしている。</p>	<p>原則として、現行どおり新町 に引き継ぐ。</p>